

第29回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年11月5日(水) 午後1時32分から午後2時56分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員(21人)

1番	清水 静枝	2番	中村 滋
3番	箱田 裕史	6番	寺崎 正親
7番	今井 隆	9番	大野 俊彦
10番	信澤 健治	11番	中沢 幸子
12番	山田 孝夫	13番	天田 晃
14番	戸塚 英子	15番	塚越 勤
16番	永井 保伸	17番	石川 大輔
18番	川野 健一	19番	福田 敬一
20番	西山 康雄	21番	反保 勉
23番	新井 元	24番	設楽 明志
25番	金井 政明		

4 欠席委員(4人)

4番	浦恩城 由子	5番	佐藤 勲
8番	須田 直子	22番	飯野 利貞

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
係長	渡邊 喬丈
係長	矢端 ひろみ
係長	矢島 賢一
主査	岩井 道裕
主任主事	飯島 卓也
主事補	八戸 萌花

6 職務のため出席した農林課職員

主事	岩井 啓太
----	-------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第8 議案第7号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第9 議案第8号 農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第10 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第11 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第12 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第13 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時32分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第29回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶いただきます。

今井会長、お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いします。

○会長 それでは、ただいまから第29回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日の欠席者は、議席番号4番、浦恩城由子委員並びに5番、佐藤勲委員、そして8番、須田直子委員、また、22番、飯野利貞委員から欠席との連絡がございました。4名です。あと、来たのだけ。

○事務局 まだ来ていないです。

○会長 まだ駐車場が混んでいる。今日、音楽センターで合唱コンクールだか何かあるらしいです。そんなので遅れているようです。ということで、全員25名のところ21名であり過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。

まず初め、議事録署名委員を私のほうから指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号6番、寺崎正親委員並びに21番、反保勉委員の両名を指名いたします。それで、書記については、事務局の矢端係長を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをお願いいたします。

それでは、早速、議案のほうへ入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅でございまして、令和6年7月22日許可、高農委指令第1120号でございました。取消しを願う理由につきましては、不動産売買取引を解除したためとのこととでございます。

なお、関連案件といたしまして、許可取消し後の5条許可申請、議案書16ページ、議案第5号ナンバー2が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、契約の内容は交換でございまして、令和7年7月7日許可、高農委指令第50号でございました。取消しの理由につきましては、契約内容を変更するためとのこととでございます。なお、関連案件といたしまして、許可取消し後の3条許可申請、議案書11ページ、議案第3号ナンバー9が提出されております。

以上、農地法の規定による許可取消願は2件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 ただいま2件の説明がございました。

それでは、質疑をお受けいたします。その後、関連議案として出てきますけれども。

ただいま到着いたしました。ご苦労さま。

どうでしょうか、これとって質問がなければ承認することといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は贈与、転用目的は一般住宅でございまして、昭和48年3月17日許可、群馬県指令西農第860号でございました。変更の理由につきましては、住宅建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は宅地分譲でございまして、不動産業を営んでいるが需要の見込まれる申請地を買い受けて分譲したいとの申請でございまして、なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書20ページ、議案第5号ナンバー22が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 ただいま1件の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

これは、当初許可、昭和48年、大分前だね、これ。大分固定資産税払ってきたかな。

どうでしょう。なければ、承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

それでは、続きまして、議案第3号に入ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については、新規就農案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は贈与、新規就農に当たり申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当より説明させていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

リストのナンバー1、営農類型は、露地野菜。井出町にて農地約3.5アールを借り、農作業を開始します。譲受人につきましては、令和7年9月22日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは福田敬一農業委員が出席し、譲受人から提出された農作業計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に農作業が行えるかなどの確認を行いました。

それでは、1ページ目を御覧ください。まず、1の就農動機です。譲受人は、幼い頃より農家である実家の手伝いを行っていたことから、農業が身近にある環境に育ちました。就職後も、本業の傍ら実家の農業を手伝いながら農業の経験を積み、近年は健康に気を遣う年齢になったことから有機栽培を始めたとのことです。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、栽培した作物については全て自家消費することによって出荷及び販売の予定はございません。

3の職歴及び農業経験でございますが、一部先ほどの説明と重複にはなりますが、JR職員として勤務する傍ら、実家の農業を手伝うなどをしてきたため、農業経験は10年以上になります。

続きまして、2ページ目の農作業計画書です。作付については、ハクサイ、タマネギ、ジャガイモを栽培予定で、年間を通して効率的かつ無理のない範囲で農作業を行う予定です。有機栽培ということもあり、収穫量は多くないですが、自分たちが食べるものなのでこだわりを持って栽培をしています。

従事者については、基本的には譲受人1人で作業を行っていますが、収穫時期のみ奥様に手伝ってもらおうとのことでした。

続きまして、3ページの位置図です。太線で囲んだ箇所が今回借りる農地となります。農地の南西にある住家が譲受人の自宅です。なお、当該農地の面積等や周辺農地の状況を鑑みて、集積、集約を目指す農家への影響は少ない場所と考えられます。

農作業計画書等については、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。

続いて、就農相談会に出席された福田敬一委員から報告をお願いいたします。

○19番福田委員 議席番号19、福田です。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は譲受人に対し、事務局職員とともに、以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 今回取得予定の農地は、どなたから譲り受けるものですか。

回答 市外在住の親戚が所有しておりますが、今後も農業をする予定はなく、私の自宅に隣接していることから今回譲り受けることになりました。

質問2 将来的に農地の管理はどなたが行いますか。

回答 娘が管理することで話をしています。

質問3 有機栽培をされているとのことですが、堆肥はどこで仕入れていますか。また、草刈りはどの程度されていますか。

回答 松井田の牧場から仕入れた牛ふんを使用しています。草刈りは、定期的に広い農地ではないので、妻と2人で手刈りをしています。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、農作業計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農作業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

また、補足なのですが、娘さん、回答2のところにあります娘さんは今現在46歳で、小学校の教員をなさっているというふうなことをございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま福田敬一委員から報告がございました。面積には少ないのですが、自家消費ぐらいですか。そんなので報告がございました。

それでは、皆さんからいろいろ質問等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

娘さんが46歳、教員だそうです。この娘さんも、このお家に。

○19番福田委員 ええ、同居しています。

○会長 同居しているの。

○19番福田委員 ええ。

○会長 では、本当に庭先だ。

○19番福田委員 そうですね。

○会長 今、教員もいろいろな話題がありまして、余計なことは言わないでにおいて。

質問ないですか。1つぐらい質問してください。せっかく今日、総会、審議に来たのだから。アドバイス的なことでもいいですよ。今まで、この人、家庭菜園ぐらいやっていたのですよね。

○19番福田委員 やっている。

○会長 だから、栽培方法は分かっているか。

○19番福田委員 ええ、はい。

○会長 新規就農者も若い方で、では、何ヘクタールやりますって新規就農者が出ればいいのですけれども。なかなか、そういう就農者がいないので、県のほうも困り果てている。そんな感じですけども。

質問等ないようですので、これ許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は贈与、自宅に隣接する申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました許可取消申請、議案書3ページ、議案第1号ナンバー2が提出されております。

10番から12番でございますが、譲渡人が同一の関連案件のため一括して説明させていただきます。

10番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和7年12月20日から令和10年12月19日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、次のナンバー11とナンバー12及び太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書22ページ、議案第5号ナンバー29が提出されております。

11番 契約内容は地上権の設定、契約の内容以降は、さきのナンバー10と同様でございます。また、関連案件といたしまして、ナンバー10とナンバー12及び太陽光発電設備支柱部分の一時転用、5条許可申請、議案書23ページ、議案第5号ナンバー30が提出されております。

12番 契約内容は地上権の設定、契約の内容以降は、さきのナンバー10と同様でございます。また、関連案件といたしまして、ナンバー10とナンバー11及び太陽光発電設備支柱部分の一時転用5条許可申請、議案書23ページ、議案第5号ナンバー31が提出されております。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は、11件でございます。なお、この11件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さま。

2番から12番まで説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。よろしくお願い致します。

10から12は、また5条のほうで出てきますけれども。何か質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひ申し上げます。

この6番の譲受人の人は、農業従事者1人なのだけれども、1人でやっているの。

○事務局 そうです。6番ですよ。

○会長 はい。

○事務局 お若い方で47歳です。

○会長 では、十分。

○事務局 若いので、そこまで心配はしていない感じです。

○会長 そうなの。

○事務局 はい。

○会長 腰の曲がったような人だったら11ヘクタール以上のをやるのは大変だけれども。腰は痛くな

るし。本当。余計なことを言っていないでね。

どうでしょう、皆さん。何か質問等ございましたら、異議がございましたら、よろしくお願い申し上げます。

この8番の法人の人は、田んぼはこんなに作っているのだけれども、畑は何をやっているの。

○事務局 申請書は野菜としかちょっと書いていないので……

○会長 野菜か。

○事務局 細かい作物までは書いていないです。

○会長 野菜だろうね。

皆さんから質問なければ許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 農家レストランの駐車場が不足しているため申請地を整備し使用したいという農家レストラン駐車場の申請でございます。また、同一事業の関連案件といたしまして、議案書19ページ、議案第5号ナンバー16が提出されております。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は1件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 今回4条、1件申請出されました。これに関して、これから審議、質問等お受けいたします。

皆さんから何かあれば、何かこの申請に。大分お客さんが入っているようで随分にぎわっているようです。どういう料理出しているのかな。生野菜、サラダだけではないよね。

○会長職務代理者（塚越 勤） この間、新聞に出たよな。

○会長 新聞にね。

○会長職務代理者（塚越 勤） 野菜とか。くず米のあれではないけれども……

○会長 賞をもらったのだよな、この間。

○会長職務代理者（塚越 勤） 野菜のはねだしを。無駄にしないで。

○会長 そうか、そうか。娘さんがしっかりしていてね、このお家も。いつだっけな、表彰受けて受賞祝いしたのです。

ないですか。なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が提出されております。

3番 契約内容は売買、造園業を営んでいるが仮植場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという仮植場及び露天資材置場の申請でございます。

4番 契約内容は賃貸借、水道工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、塗装業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。公衆用道路と一体利用の計画でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、農家レストランを営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという農家レストラン駐車場の申請でございます。なお、同一事業の関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書14ページ、議案第4号ナンバー1が提出されております。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、自動車販売修理業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 議案書に追記をお願いいたします。申請の理由欄に「始末書添付」と追記をお願いいたします。事務局が現地を確認したところ、申請地の一部に物置が設置されていたためでございます。

契約内容は賃貸借、建築業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要の見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が提出されております。

23番 契約内容は賃貸借、交通量が多く集客の見込める申請地を借り受けてコンビニエンスストアを建築したいというコンビニエンスストアの申請でございまして、宅地、公衆用道路と一体利用の計画でございます。

24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、農作物生産及び加工販売業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

27番 契約内容は売買、申請地を買い受けて倉庫用地及び駐車場用地として使用したいという倉庫用地の申請でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

29番から31番でございますが、関連案件のため一括して説明させていただきます。

29番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請ですので、転用期間は令和7年12月20日から令和10年12月19日までの3年間の申請でございます。また、次のナンバー30とナンバー31及びさきにご審議いただきました議案書11ページ、議案第3号ナンバー10の地上権設定の3条許可申請が関連案件でございます。

30番 契約の内容以降は、さきの29番と同様でございます。また、ナンバー29とナンバー31及びさきにご審議いただきました議案書12ページ、議案第3号ナンバー11の地上権設定の3条許可申請が関連案件でございます。

31番 契約の内容以降は、さきの29番と同様でございます。また、ナンバー29とナンバー30及びさきにご審議いただきました議案書12ページ、議案第3号ナンバー12の地上権設定の3条許可申請が関連案件でございます。

32番 契約内容は売買、自動車整備業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

33番 契約内容は売買、隣接する共同住宅の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

34番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、社会福祉事業を営んでいるが申請地を買い受けて新たに児童養護施設を建築したいという児童養護施設の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます、転用済みの畑と一体利用の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

46番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、宅地、山林と一体利用の申請でございます。

47番 契約内容は売買、養鶏業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます、転用済みの畑と一体利用の計画でございます。

48番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

49番 契約内容は賃貸借、不動産業を営んでいるが従業員用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

50番 契約内容は売買、物置及び駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという物置及び露天駐車場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は、50件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 今1番から50番、今日、事務局職員が2人で説明をしていただきました。この中で、これは46番かな、46番、これは太陽光なので、これ、また県のほうへ提出しなくてはならないので、県のほうで、また審議行うのです。だから、班長さんも、よく場所知っているようですので、よくお話

ししてもらって、係長がきちんと説明できるようにしてもらわないと大変だって。

そのほかの1から50までありますけれども、皆さんのほうでちょっと気になった点とか、いろいろ質問等ございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

箱田委員。

○3番箱田委員 3番、箱田です。18番についてなのですけれども、駐車場が不足しているということなのですけれども、事業所と申請地が離れているような気がするのですけれども、どういったかなというところで疑問があります。

○会長 今の質問に対して、説明をお願いします。

○事務局 確かに遠いのですけれども、恐らくもう車を完全に置いておく場所ということで申請するというので、実際、私も会社自体のほうは見たのですけれども、確かに一旦置いてある。ただ置いてある車が大量にあるので、離れていてもそんなに気にならないかなとは思いました。本当に置いてあるだけ。そっちの、今回の申請したところで何か多分作業をするというわけではなくて、作業するときには矢島まで持ってくると、ものなのかなと思います。

以上です。

○3番箱田委員 在庫車を置いておくという感じですか。

○事務局 そうですね、はい。何か、言い方ですけれども、浮いているような車ですよ、多分。

○会長 従業員の駐車場とか、そういうのではなくて。

○事務局 板金の多分修理待ちだとか、そういう本当にちょっと混み合っているときに置いておくような場所ということで認識しています。

○3番箱田委員 はい、分かりました。

○会長 ほかに質問ございましたら。

金井委員。

○25番金井委員 25番の金井ですけれども、14と15なのですけれども、これお父さんから何か賃貸借、使用貸借で土地を得て、それで、そこに住宅を造ることなののですけれども、多分これ見ると、同じような名前なので兄弟、子供が2人いて、それが何か14、15で分けて、それを分筆してもらったのかなというようなことになっているのですけれども、面積が500、500ってちょうど同じ面積なののですけれども、基の土地からどういうふうに一応500、500って丁寧に分けられたのか、そのところをうまく家が建ったのかどうかというのをちょっと疑問があったので聞いてみます。

○事務局 恐らくこれ開発、分家住宅ということもありますので、開発とかも含めた関係で500に意図的にしておくものだと思います。

以上です。

○25番金井委員 いや、だから、500はいいのですけれども、ちょっと多めに取ったということですかね、それで。例えば住宅の土地からすると400平米は必要なのだけれども、500取ってやって、目い

っぱいにしてしまっていて開発の許可出したという、そういうことなのですか。

○事務局 14番のほうに関しては、旗ざおの土地になるので、その旗ざおの部分で大分面積取っているのと、次もそうですね、15番についても旗ざおの土地なので、家のほうに入って行く道で、本当半分近く使っています。

○25番金井委員 だから、500でちょうど、面積を合わせて取るので、よくこれ取れたなという感じがするのです。

○事務局 一応その辺がちょっと開発の関係と、あと旗ざおの関係でということで、あと、その面積を意図的というのですか、できるような形でやっていると思います。

○25番金井委員 はい、分かりました。

○事務局 すみません。

○会長 ほかにございますでしょうか。

ほかになければ、今度は46、肝腎な46に。ちょっといろいろ皆さんから。知っている方は、この場所、よく知っている方ありましたら意見を出してもらって、雨水とかそういうので、周り中が太陽光の集中しているところだというので、大雨の降ったとき、その水害とかそういうのがちょっと懸念されるので、その点を考慮できればいいのですけれども。その点、確実にこういうところで大丈夫ですよということをきちんと確認しておかないと、係長がちょっと県のほうでいろいろ質問されるのでお願いします。

では、あれか、班長のほうから。

○20番西山委員 20番の、4班の班長の西山です。この前も、事前協議でちょっといろいろあったので、今朝早く行って確認をしてまいりました。それで、これ、地図上は半分から上が竹やぶみたに見えるのですけれども、現在手を入れて、もう更地になっておりました。それで、この竹やぶのほうは、この地図からいくと、左側に筋が、申請地の矢印のところは川なのですけれども、こちら側へ水は流れるような形になっておりました。ただ、この半分から下が、この下に家が、この角切りになっている右側のところに一軒家があるのですけれども、下のほうは、ちょっと荒れているというか、カヤが生えているような感じなのですけれども、この家のほうに傾斜があるような感じだったので、事務局はちょっとその辺確認した。

○会長 これ空き家だったっけ。

○20番西山委員 いや、家が住んでいるのです。

○会長 住んでいるのか。

○20番西山委員 はい。それで、この角切りの、本当のところは、薄く写っているのだけれども、ここにも家があるのだよ。

○会長 そうなんだ。

○20番西山委員 はい。それで、この半分からこの真ん中に黒い筋があるのだけれども、この辺から

のが、この家のほうに傾斜がついているような感じなんだ。だから、これが左側の川のほうへ流れるような感じならいいけれども、この辺はソーラーを設置したときに、この家のほうに雨水が行くとちょっと心配かなと思って。だけれども、草が生えていて、なかなか現地を確認するのも。だから、傾斜まで見るということが。この上のほうの竹やぶのほうは、きれいに今更地になっていて、もう下に許可が出るものとして物すごい量のパネルが、もう山に積んであるのだよ。それで、下に道があるのだけれども、このちょっとしたところを、竹やぶのところ許可取ってあるのか、それはよく分からないのですけれども。ずっと全部で、広げて更地にしてあって、結構大量のパネルがもう置いてありました。だから、もう、この申請地の整地というのが済んでいるというのかな。ここへ設置しておくにしても。この下半分の傾斜がどうかという確認をちょっと事務局でしたほうがいいかもしれないです。

そんなところですよ。

○会長 雨水対策はするということなのだけれども、想定外の大雨ということも今の時代そういうこともあるので、もしそういうときに対応ができないと、また被害でも受けると困るということなので。どのぐらいのあれだっけ、雨水対策するって言ったっけ、これ。

○事務局 一応、排水計画というところの面から、まず言いますと、排水エリアを大分9区画ぐらい、複数に分けた計画、それぞれ9画、下のほうから9区画に区切っていて、それぞれに排水溝を全てつけるという計画が1つと、一番南の坂の下のほうになる部分で、貯留槽という浸透処理をする貯留槽をためておくのを一応400平米ぐらいの大きいものを計画しているようなので、その斜面というところというのを加味して、大分水、処理は困らないような計画には一応なっているのかなというところですよ。

○会長 それは、あれだよ、水がたまるので、浸透するあれではないものね。

○事務局 そうですね。

○会長 そこへ一時的にためて、それで徐々に流すような。

○事務局 一時的にためておいて、そこから上に浸透処理をするみたいな一応貯留槽というものが。

○20番西山委員 浸透なのだ。

○会長職務代理者（塚越 勤） 結局、浸透する。

○会長 浸透か。

○事務局 結局、そうですね、大きく貯留槽は取ってはいるけれども、浸透処理というところではありません。

○25番金井委員 では、池みたいに、今、くぼ地みたいになっているのですか。

○事務局 そうです、そうです。一番その下流というのですか、南側のほうで、下のほうで貯留槽を大きく設けるというところで。

○25番金井委員 その大雨分が、では、その用地面積に対してだから、出てきた量に合っているとい

うぐらいの、その貯留槽ができていう、そういうことですね。

○事務局 そうですね、事前協議の段階でも流量計算上は問題なしということで、それで一応計画はなっております。

○会長 この近くに何か所か太陽光あるのだけれども、そこも対策も、そういうふうな形になっているのかな。どういふのだろうな。

○20番西山委員 この左の申請地ってあるところは、これはシェアリングで、ここもやっぱり6反だけれども、ここは畑になっているから実際行ってみると何もしていないよな。

○事務局 そこは、そうですね、去年営農型ということで許可になりまして、耕作しているので、基本は自然浸透なのですけれども、その東側の川のほうに流れるような形では対応しているというふうには、去年はピアリングといいますか……

○20番西山委員 確かに、ここに、左側に四角になっているところが住宅なのだけれども、その下に道があるのだけれども、ここまでは確かにこの真ん中の川のほうに傾斜が取れているのだよ。だから、この横に一本ある、この下が問題かなって思ってみて、そこまでは確かに川のほうに傾斜がある。だから、それは、もう川のほう。それで、川が結構大きな川だから、流れるかなとは思っているのだけれども。下のその貯水槽で、どういう感じかなというふうな。まだ、草があつて、ちょっと工事も始まってないから何とも分からないのだけれども。この下のほうには水路というか、本当のちっちゃな水路があるだけなのだよ、下のほうは。だから、何もなければいいけれども。

○会長 あれ、どこだっけ、やっぱり上里見のところで営農型やっているの、大雨が降ったら、土石流ではないけれども。

○20番西山委員 それは、間野のものが浮いているのだ。

○会長 流れてくる。そうになっているって、そんな話も聞いたから。

○20番西山委員 それは、間野の民家のほうへ……

○会長 そうか、そっちか。

○20番西山委員 出るのが、そこは、もう結構すごいよね。

○21番反保委員 みんな道路工事したよ。

○20番西山委員 ええ。

○会長 した。

○21番反保委員 上から下が詰まってしまつて。

○会長 そうか、そうか。

○20番西山委員 あれしたって、まだ危ないよね。上が広過ぎるので。

○21番反保委員 上は、ほら、みんな山林だから、全部来るから。

○会長 そこ面積どのくらいあるのだっけな、あそこは。

○21番反保委員 あそこはすごいよ。

- 20番西山委員 1町1反だけ。
- 会長 1町か。
- 21番反保委員 1町歩ではないよ。
- 20番西山委員 もっとあるのだよな。
- 21番反保委員 もう2町歩の上だろう。
- 会長 そうか、そうか。
- 20番西山委員 結局、崩れたところへ全部あれがいくのだものね。
- 21番反保委員 そうそう、そう。斜めの山を平らにしたのだから。だから、そこを、こうやって沢になっているから。すごい下の人家は、大分離れているのだけれども、一遍に降るとだあっと来るのだよ。
- 会長 そうだよな。
- 21番反保委員 だから、その辺みんなが心配していた。
- 会長 危険性がなければ、被害がなければいいのだけれども。これだけの広いところで傾斜があると、いろいろ質問も出てくるので。
- 20番西山委員 ソーラーの関係で、これとは関係ないのですけれども、下室田の一部と中室田の一部で某会社だけがやるとかって、34ヘクタールぐらいのやるという大型のやつ、事務局は確認している。もう土地は、随分買って動いているって言ったけれども。34ヘクタールぐらい。
- 会長 そんな広いのか。
- 20番西山委員 はい。もう山をこうに。だから、北海道なんかで今問題になっている、ああいう感じのやるらしいけれども。農地があんまり少ないから、農業委員会には。ちょっと、だけれども。山をやるらしいよ。
- 会長 でも、農地も含まれていれば……
- 20番西山委員 多分。
- 会長 申請が出てくるかな。まだまだ、そういう話はないのか。
- 事務局 そうですね、今のところは。
- 20番西山委員 いや、うちは売ったとかという話は、もう地区の人が話をしていたから動いてはいるのだね。
- 会長 進んでいるのだな、話は。
- 21番反保委員 上のほうで、下がかなわないな。だって、上やられれば、あれだ。
- 20番西山委員 何か下室田から宮沢のほうにかかるのかななんて。
- 会長 宮沢のほうかい。
- 20番西山委員 だから、うちの谷津より1つの下のほうの谷津に……
- 21番反保委員 下か。

○20番西山委員 出るのだと思うのだけれども、34というところから。

○21番反保委員 すごいよ。一遍に水が来れば大変だぞ。

○会長 本当だ。

会長 そのときはそのときに、出たら、皆さん検討してやりましょう。

では、これはこれであれですか。では、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか、46番。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それで、そのほかの案件について、どうでしょう。よろしいでしょうかね。

許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

そうすれば、続きまして、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 議案書の修正をお願いいたします。備考欄の申請人の経営状況について、貸付地の欄に179アールと記載されておりますが、こちらは小作地179アールの誤りでございます。したがって、「貸付地」の欄の179アールを消していただき、左側の「小作地」の欄に179アールをご記入ください。お手数ですが、よろしくお願いいたします。

申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は、令和7年5月22日でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局から、今説明ございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

この申請人と農業従事者、あと2人というのは子供さん、息子さん。

○事務局 申請人さんの奥様と、あと、そのさらにお母さんのほうが農業従事者として登録がされております。

○会長 おふくろさんね。

○事務局 はい。

○会長 その3人だそうです。きれいに、今の報告で管理してあるということなので。

それでは、皆さん、どう……

○25番金井委員 ちょっとだけいいですか。

○会長 はい。

○25番金井委員 25番の金井ですけれども、自作地の88、8,846というのは、これは89になっていると思うのですが、この170というのは小作地というのはどういう扱いになるのですか。これ。納税の関係になるって、これは別に問題ないですか。

○事務局 これ関係はないです。今回の申請とは関係なく、対象外という考えで大丈夫です。

○会長 ほかに質問ございますでしょうか。

なければ、適格として証明してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することといたします。

それでは、議案第7号に移ります。

議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

今回2件あるのですね。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目は、山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

2番 現況地目は、山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明がございました。

次に、担当委員から報告ございますけれども、まずナンバー1は寺尾町ですので、寺崎正親委員から報告をお願いします。

○6番寺崎委員 議席番号6番、寺崎です。ナンバー1について現地を確認した結果をご報告いたします。

9月17日に推進委員の松本一正委員と事務局職員とで現地を確認してまいりました。現地は、いずれも接道がなく、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状態でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いた

しましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 続きまして、ナンバー2は倉渕町ですので、塚越勤委員から報告をお願いします。

○会長職務代理者（塚越 勤） それでは、ナンバー2について、現地を確認した結果を報告いたします。

9月17日に推進委員の塚越尚紀委員と事務局職員と現地を確認してまいりました。現地は、いずれも接道がなく、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状態でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことを報告いたします。

以上です。

○会長 ただいま報告2件の、ナンバー1とナンバー2ですか、現地確認してきた報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。1番も、接道がないということなので、昔、接道がなく、どういうふうな。草原だったか何だったか。離れているのだ、接道が。見当たらないのか。

○6番寺崎委員 1つは、もう人の家の、家というか、横を歩いて上に行くみたいなところと、1つはもう川になって崖みたいのところになって、昔はどうにか回り込んで行ったのかなという感じですか。もう竹が生えてしまっていて。

○会長 そうか、そうか。昔の人は大ごとしたんだ。そういうところまで入って行って、くわだか何か、かついで道まで出したのだろう。馬か牛で引っ張っていったのかもしれないけれども。

2番も、傾斜だって言ったっけ。

○会長職務代理者（塚越 勤） 傾斜だと思います。

○会長 傾斜で、平らなところなら非農地判断できないけれども、傾斜でこんなところへ造りなさないなんて、そんなことも言えないから。

それでは、どうでしょうか。皆さんから、これとってご意見なければ。

○25番金井委員 ちょっと1点だけ、いい。

○会長 はい。いいよ。

○25番金井委員 地目は、畑と田になっているのですが、現況が山林だろうということで今回非農地の申請出すのですが、将来的に、そうするとあれですか、これは山林にまた地目変更というのが出す予定があるということですか。

○会長職務代理者（塚越 勤） 結局、これ法務局行った……

○会長 そう、そう。

○25番金井委員 法務局のほうで、何か職権でこれは山林にできるのですか。

○会長職務代理者（塚越 勤） だって、通らなければ無理だね。

- 25番金井委員 いや、これ、通れば、これできるのですかね。
- 20番西山委員 非農地判定の書類が本人、それを持って行って法務局に行けばできます。
- 25番金井委員 本人が申請するのですか。
- 20番西山委員 それは、本人がする。
- 会長 そう、そう。
- 事務局 非農地通知書を農業委員会事務局から提出しまして、それをご本人様、所有者のほうで法務局に行って、法務局で地目変更の手続をするという形に。
- 20番西山委員 その書類が行かないうちは駄目だ。
- 25番金井委員 直接、職権できないのだったら、本人申請するのだね。
- 会長 ほかにございますでしょうか。

皆さんのほうから、これとってご意見なければ、この2件、そうすれば証明してもよろしいでしょうか。

- 全員 異議なし。
- 会長 それでは、証明することといたします。

それでは、議案第8号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか審議を求めます。

それでは、事務局、お願いします。

○農林課

議案第8号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農林課です。議案第8号 農用地利用集積等促進計画の要請についてご説明させていただきます。別紙でお配りしているA4横の冊子「農用地利用集積等促進計画（案）」と、A4横の薄い冊子「農用地利用集積等促進計画（案）総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

従来までの利用権設定等促進事業が令和4年の農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、農地中間管理事業に一本化され、農用地利用集積等促進計画による権利設定が行われます。農地中間管理事業は、県から指定を受けた農地中間管理機構が、農地の中間的受皿として所有者から農地を借り受け、農業の担い手へ貸付けを行う事業です。今回の議案は、令和8年1月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の薄い冊子「農用地利用集積等促進計画（案）総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、借手は16名、貸手は57名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が79筆、8万8,748平米、地目、田の期間借地はございません。地目、畑の通年が33筆、6万5,441平米、地目、畑の期間借地はございません。合

計で112筆、15万4,189平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は54筆で、割合は48.2%となっております。

続いて、裏面の総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと、10年未満の農用地について、田が70筆、7万8,248平米、畑が19筆、3万5,927平米、10年から15年未満の農用地について、田が9筆、1万500平米、畑が14筆、2万9,514平米、15年以上の農用地については、田、畑ともに設定はございません。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 今、説明ございました。この内容について、何か皆さんのほうから質問等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

15年以上20年未満というのは、なかなか出てこない。法人さんが多いのか。これ。大きい面積はね。

借りるって、耕作の、なかなかこれみんな借りるからね、なかなか中山間地となると、借りる人もいないし。今、その新町というのは農地ってどのぐらいあるのだろうか、あそこは。しばらくね。

○事務局 新町の筆件数、その農地の面積とかまではちょっと分からないのですけれども、自分がこう、今年の4月、今年度に入ってから新町の設定はほとんどないかなと。

○会長 ないか。

○事務局 あっても、数件という程度だと。

○会長 そうだろうな。

今回、旧高崎と箕郷が多いのですけれども。あそこは、田があるのか。田んぼかい、新町は。

○会長職務代理者(塚越 勤) あそこ前、農業委員がいたのだから、ちょっとはあるのだろうね

○会長 はい、あるのだよ。今いないのだよな。今いない。

○10番信澤委員 田ありますよ。

○会長 田ある。

○10番信澤委員 ある。幾らか田がある。

○会長 幾らかかい。

○10番信澤委員 はい。

○会長 なかなかあんまり見ないのだよな。

○10番信澤委員 あそこは水路がなくて、みんな井戸でこうやって、やって。みんな

○会長 そうなんだ。そうかそうか、そうか、そうか。水路を引いていないのか。

○10番信澤委員 水が、もう街なんか通っているので、使えないのです。

○会長 はい。

○10番信澤委員 水が農家のほうに。

○会長 そうなんだ。じゃ大変な思いしてあれだ、作っているのだね。農業する場所ではないからな、もう。

それでは、異議がなければ要請してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 要請することといたします。

ご苦労さまでした。

それでは、報告事項に移ります。

第1号から第4号まで、そうすれば、渡邊係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか1件、合計2件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は建売分譲、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか13件、合計14件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか2件、合計3件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番及び2番につきましては、令和7年9月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手続の遅れにより、転用許可が令和7年9月25日付で調整されましたことをご報告申し上げます。

3番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

4条申請6件、5条申請40件、合計46件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和7年10月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項終わりました、皆さんから報告事項について、その内容について質問はないですね。

○全員 なし。

○会長 その他ということで、事務局から。農業振興、管理担当、ない。

別にこれとってないね。

○事務局 はい。

○会長 これでは、総会のほうは終了しますがけれども、今度、皆さん、あれですよ、11月の15日、農業まつり、2時からですか、もてなし広場でありますので、出席のほどよろしくお願いいたします。それ、過ぎるとみんなあれか、では、12月の3日まで会わないのか。そうだね。

また、私は、明日、都道府県農業者会議で東京へ行かなくてはならないので、よくいろいろ、いろいろ予定入れてくれるので本当にありがたいのですけれども。

では、皆さんのほうから。もう、よろしいでしょうか。

○全員 なし。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第29回農業委員会総会を終了いたします。

長い間、ご苦労さまでした。

午後 2時56分 閉会